



Title	韓国著作物法によるデータベース製作者の権利の保護
Author(s)	申, 賢哲
Citation	阪大法学. 2023, 72(5), p. 25-65
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/90005
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

韓国著作物法によるデータベース製作者の権利の保護

申 賢 哲

第一章 はじめに

近年、第四次産業革命時代に備え、企業には大量のデジタルデータの活用による新たな付加価値の創出が求められている。企業活動において、自社の市場競争力を高めるためには、ウェブサイトに蓄積している多種多様なデータ（データ集合物）の検索、収集、分析等が重要になってくる。このようなデータ集合物は、その体系化のレベルに差はあるものの、一定の定型化されたデータベースという形をとる場合が多い⁽¹⁾。

一方、インターネット上の情報の収集は、一般的にクローラー(crawler)等というプログラムによって自動的に行われる場合が多く、この方法は「クローリング(crawling)⁽²⁾」と呼ばれている。このクローリングは、インターネットに散在する情報を収集し、加工する方法として有益であり容易に利用することができる一方、他人が構築したデータベースの冒用行為になり法的紛争に発展することがある⁽³⁾。

この問題は、近時、韓国において、二〇〇三年著作権法改正により設けられたデータベース製作者の権利に関わ

る問題として注目を集めている。そこで、本稿では、韓国におけるデータベース製作者の権利の保護について、韓国の裁判例を中心に考察し、日本への示唆を得ることとする。

以下の順序で分析する。まず、データ集合物の分類と法的保護の類型について述べる（第二章）。次に、韓国著作権法におけるデータベースの保護及びデータベース製作者の判断について検討した後（第三章）、データベース製作者の権利侵害に関する裁判例を紹介する（第四章）。そして、右裁判例を素材としてデータベース製作者の権利の適用範囲を分析し（第五章）、日本法の検討を行う（第六章）。最後に、データベースの保護に関する意見を述べて、本稿を結ぶ（第七章）。

なお、韓国では、ビックデータの保護について、二〇二一年不正競争防止法（不競法）の改正により、不正競争行為の一つとして、日本不競法の限定提供データに関する規定に類似する規定が導入されている。本稿では、これについては取り上げない。本稿の条文表記における「法」は「韓国著作権法」を指す。

第二章 データ集合物の分類と法的保護の類型

第一節 データ集合物の分類

データ集合物の分類方法は、様々である。その構造の程度により、大きく定型データ（構造化データ）集合物、及び、非定型データ（非構造化データ）集合物に分けられる。定型データ集合物とは、固定されたフィールドに保存されているデータの集合物を指し、素材である個別データが体系的に配列又は構成されているものである。例えば、CSVやExcel等がある。一方、非定型データ集合物は固定されたフィールドに保存されていないデータの集合物を指し、素材であるデータが体系的に配列又は構成されていないものである。例えば、文書ファイルや画

像、動画等が考えられる⁽⁴⁾。本稿で取り上げるデータベースは、素材が体系的に配列又は構成されている定型データ集合物である。

第二節 データベースの法的保護の類型

データベースの法的保護の方法については、シユリンクラップ契約 (Shrink-wrap contract) 等による保護以外に、物権的権利による保護と不正行為規制による保護がある。一般的に、EU データベース指令 (Database Directive)⁽⁵⁾ は、前者の物権的権利による保護として知られており、韓国はEU 法制の影響を受けて同様の保護方法を採用している⁽⁶⁾。一方、米国連邦最高裁が示した不正取得の法理 (misappropriation theory)⁽⁷⁾ や平成三〇年改正により導入された日本不競争法の限定提供データの不正取得等規定が採用している方法は、後者であるといわれている。ただ、こういった分類は、具体の法制度運用において、それほど大きな意味はないと考えている⁽⁸⁾。

日本法の検討については後半で述べるが、日本では右不競争法の改正により、これまでに比べて、データ集合物の一つとして、データベースの積極的な保護が図られるようになったと評価することができる⁽⁹⁾。一方、米国では、競争市場において不正流用の法理による規制は、その規制により社会全体が支払う費用が大きいため、慎重に行うことが望ましいという主張がなされている⁽¹⁰⁾。また、EU の運用に対しては、物権的権利としての保護がデータベース産業の発達に寄与しないという批判や競争制限効果のおそれがあるという指摘がなされている反面⁽¹¹⁾、欧州委員会の報告書は、これまでデータベースの保護について特別な問題が発生していないことは、一定の裁判例の蓄積により、データベースの製作者の権利範囲が確定されているからであると評価している⁽¹²⁾。

この点、韓国でも、データベース製作者の権利の保護規定の立法当時、データベース製作者に物権的権利を付与

することに對して、その制度趣旨が投資保護であるため、創作性のある著作物に排他的独占権を付与する著作権法の目的やそれを保障する韓国憲法二二条⁽¹³⁾に反するという指摘がなされていた⁽¹⁴⁾。しかし、情報化社会の進展により、データベースやデジタルコンテンツ等の需要の急増に伴いデータベースの製作の投資保護の要請が高まって、立法化へ舵を切ることとなった。当初、著作権法とは異なる特別立法を新設する動きがあったものの⁽¹⁵⁾、最終的には、①データベースの保護について、既存の編集著作物による保護とともに、一貫性のある制度運用が可能であること⁽¹⁶⁾、②データベースの公正な利用とのバランスを重視するために、著作権法の権利制限規定を準用することができること、等の理由から、著作権法に特別な章を設けることになった⁽¹⁷⁾。著作権法における位置づけとしては、後述するよう、データベース製作者に著作隣接権に類似する権利を付与しているものと考えられている⁽¹⁸⁾。よって、データベース製作者の権利は、著作物の創作を奨励し文化の発展に寄与するという著作権法の目的とは相容れない部分があるが⁽¹⁹⁾、独自の権利 (sui generis right) として、韓国著作権法における権利になっている。

このような韓国の運用については先進的な立法と評価する見解がある反面⁽²⁰⁾、EU法制の運用との比較法研究から韓国の運用の修正を求める声もある⁽²¹⁾。ただ、物権的権利による保護が韓国データベース市場の活性化に悪い影響を与えているという報告や評価は見当たらない⁽²²⁾。

次章では、韓国著作権法におけるデータベースの保護及びデータベース製作者の判断について述べる。

第三章 データベースの保護及びデータベース製作者の判断

第一節 データベースの保護

一 立法の沿革

韓国の一九九四年改正以前の著作権法は、編集著作物を「編集物で、その素材の選択又は配列に創作性があるもの」と規定し（法六条一項）、データベースに関する別途の規定を設けず、データベースの保護を編集著作物の解釈に委ねていた。

その後、国際的な著作権の保護強化の流れに沿って、一九九四年改正により、編集著作物の定義規定を「編集物（論文・数値・図形その他の資料の集合物で、これを情報処理装置を利用して検索できるように体系的に構成したものを含む）で、その素材の選択又は配列に創作性があるもの」に改めて（法六条一項）、括弧書きをもってデータベースの特性を明文化し、創作性のあるデータベースを編集著作物の一つとして保護することを明確にした。⁽²³⁾

しかしながら、データベースに編集著作物としての創作性を求めることに対して、通常データベースの価値は、素材の取捨選択ではなく、収集された素材の網羅性や悉皆性、個別素材の検索の容易性にあるため、他の編集著作物のように、素材の選択又は配列に創作性を求めると、データベースの編集著作物性が認められにくくなり法的保護が不十分である等の指摘⁽²⁴⁾がなされていた。

その指摘を受けて、二〇〇三年著作権法改正は、編集著作物の定義規定から上記括弧書きを削除し、編集著作物の定義規定を「編集物でその素材の選択・配列又は構成に創作性があるもの」に改めた（法二条一八号）。また、データベースの定義規定を「素材を体系的に配列又は構成した編集物であって、個別的にその素材に接近し、又は

その素材を検索することができるようにしたもの」と新設するとともに（法二条一九号）、後述する「データベース製作者の権利」を物権的権利として創設した。韓国著作権法は日本著作権法の「データベースの著作物」に関する定義規定（日本著作権法一二条の二）に対応する規定を有していない。

したがって、韓国著作権法におけるデータベースは、その素材の配列又は構成に創作性がある場合は、編集著作物としての保護が受けられるとともに、その創作者がデータベース製作者に該当する場合には、データベース製作者の権利による保護も受けられることになる。実務では、これらは別々の訴訟として運用されている。⁽²⁵⁾ また、データベースの素材の配列又は構成に創作性が不足している場合は、編集著作物としての保護は受けられないが、その製作者がデータベース製作者に該当する場合には、データベース製作者の権利による保護が受けられる。⁽²⁶⁾ つまり、データベースの素材の配列又は構成に創作性があるか否かに関係なく、データベースに一定の体系性さえあれば、当該データベースはデータベース製作者の権利の保護対象になりうる。この点、日本では、創作性のあるデータベースのみが著作権法の保護対象になることから、韓国の制度運用と大きく異なる。

二 データベースの要件

上記データベースの定義規定から、韓国著作権法におけるデータベース性が認められるためには、①編集物であること、②素材の体系的な配列・構成がされていること、③個別素材へのアクセス（接近）又は検索容易性を満たすこと、が求められる。各々の要件について簡単に述べる。

まず、要件①について、韓国著作権法は、「編集物とは著作物や符号・文字・音・映像その他の形態の資料（以下、「素材」という）の集合物をいい、データベースを含む」と規定している（法二条一七号）。右規定から、データベースを構成する素材は著作物ではなくてもよく、また、著作物一般を対象にしていることから、データベース

には電磁的な情報の集合物のみならず、百科事典や電話帳等非電磁的な情報の集合物も含まれる。⁽²⁷⁾

このように考えられるのは、韓国著作権法の建付けが、日本著作権法のように、データベースの著作物が編集著作物から分離独立されておらず、また、「電子計算機を用いて」という検索のツールに関する条件が付されておらず⁽²⁸⁾、そして、編集物の定義規定が編集著作物性の判断にも適用されるように構成されているからであると思われる。よって、論理的には、韓国著作権法は、データベース製作者の権利の保護対象の範囲に、五十音順に並べた紙媒体の電話帳のような創作性のない非電磁的なデータベースも含まれることになる。ただし、その運用は定かではなく、仮に非電磁的な情報の集合物を除くという立法趣旨であれば、日本法のように、「電子計算機を用いて」という検索のツールに関する条件を付する立法措置が必要であると思う。本稿では、電磁的な情報の集合物としてのデータベースを念頭において論ずる。

次に、要件②は、データベースの素材が体系的に配列・構成されていることである。この要件がデータベースに該当するための最も重要な要件になる。ここでは、素材の体系的な配列や構成が要件として求められているので、単に生データを収集しただけの非定型データ集合物は、データベースには含まれないことになる。⁽²⁹⁾

ここで「配列」とは、一般的に素材の配置順序又は位置をいい、「構成」とは、検索のための論理的構造をいうとされているが、データベースの場合は、素材の可視的な配列は特別な意味を持たず、検索の便利のために構成された素材の論理的体系が重要である。⁽³⁰⁾ このことは、後述する要件③を設けた趣旨にも密接な関連がある。つまり、データベースの価値は膨大なデータの中から、探している情報を検索可能とすることにあり、物理的な配列や構成にあるわけではない。体系的であることは、素材のアクセス及び検索の利便性・効率性を意味するところ、ある素材を配列し個別素材を一定の基準によって検索できるようにしたものであれば、体系的性が肯定されるだろう。⁽³¹⁾ 例え

ば、アルファベット順になっている電磁的な電話帳の人名編のように、たとえデータベースの素材の配列又は構成が一般的に利用されている方法であっても、その配列又は構成がデータベースの素材に対するアクセスや検索の利便性（容易性）のために必要な方法である場合は体系性が認められ、要件②が充足されることになる。なお、日本著作権法の場合、データベースの著作物が認められるためには、情報の体系的な構成又は情報の選択の創作性が求められているが、韓国著作権法では、情報（素材）の選択の創作性は編集著作物性の要件になり、データベースの保護の場面では、それが要件とされておらず、素材の体系的な配列・構成のみが重要となる。

最後に、要件③について、データベースは個別素材の接近（アクセス）又は検索の容易性を満たす必要がある。つまり、探している情報を見つけるために、データベース全体を検索せず、容易に当該情報にアクセスできるように構成されることが求められる。上記要件②で述べたように、データベースの場合、素材の網羅性や悉皆性が重要であって、検索の容易性にデータベースの価値があることから、裁判所は、要件③を取り立てて検討せず、データベース性を肯定している。すなわち、データベース性の判断において、要件②と要件③を一緒に検討する傾向があるが、そこでは要件②に基づく電磁的なデータベースの構成が重要であって、要件③は重要視されていない。要件③の非該当性を理由としてデータベース性が否定された例は見当たらない。

裁判例では、データベース性を検討しないまま、データベース製作者やその権利の侵害論の検討に入る事案もあるが、次のものにデータベース性を認めているように、裁判所はデータベース性を柔軟に捉えているようである。⁽³³⁾ すなわち、①採用情報が職種、地域、求人会社の企業種類等に分類された就職サイト、⁽³⁴⁾ ②看護職種の採用情報が職種、分野、雇用形態等に分類された看護職専門の就職サイト、⁽³⁵⁾ ③履修科目情報が教養、専攻等に分類された講義情報サイト、⁽³⁶⁾ ④揭示物が時事、文化、芸術等に分類されたオンライン百科事典、⁽³⁷⁾ ⑤求職者情報が職務、経歴、勤務地

域等に分類された職業紹介サイト⁽³⁸⁾、⑥ゴルフ場情報がゴルフ場名、紹介文、コース名等に分類されたゴルフ場情報サイト⁽³⁹⁾、⑦競売情報が売却金額、買受人の氏名、不動産の状況等に分類された競売情報サイト⁽⁴⁰⁾、⑧物品の販売単価が商品名称、規格、分野等に分類された物価情報サイト⁽⁴¹⁾等のように、いずれのデータベースも個別素材が一定の基準に基づいて検索でき、素材が体系的に配列・構成されているものであれば、データベース性が肯定されている。これらのデータベースの素材の選択又は体系的な構成は、各データベースに特有なものではなく、通常選択される項目や体系的な構成であるため、日本著作権法におけるデータベースの著作物性を充足しない可能性が高いと思われる。

第二節 データベース製作者の判断

以上より、データベース性の判断については緩やかに解されているが、解釈上・実務上議論の対象になるのが権利の主体性である。

韓国著作権法は、「データベース製作者とは、データベースの製作又はその素材の更新・検証又は補充（以下、「更新等」という）に人的又は物的に相当な投資を行った者」と規定している（法二条二〇号）。右規定は、「相当な投資」という文言からわかるように、データベース製作者の権利を設けた趣旨がデータベースの創作誘因ではなく、データベース製作の投資保護であることを明確にしている。また、「相当な投資」という要件は、データベース製作者の権利が著作権隣接権に類似する権利であると呼ばれるゆえんでもある。もともと、韓国著作権法における音盤製作者や映像製作者⁽⁴²⁾は、音盤製作や映像の製作を企画しその責任を負う者であるため、その権利の主体性が認められている。データベースの製作の投資保護者に権利の主体性を認めるといふデータベース製作者とはその制度

趣旨が異なるものの、いずれの者も実質的には最も創作物の製作に投資リスクの負担を負う者である点においては共通している。⁽⁴³⁾

上記定義規定の「相当な投資」の判断について、学説では、①データベースの構成に支出した費用の程度、収集されたデータベースの概観（量的規模、ウェブサイト上のデータ表示の態様、デジタル化等）、情報の量に関係なく保護に値するデータベースであるか等を参考とし、小規模のデータベースも保護されるように緩やかに解すべきであるとする見解⁽⁴⁴⁾、②社会通念上保護の対象になりうるほどの投資を行った場合を意味し、必ずしも高額な費用や多大な尽力の投入を要求するものではないとする見解等⁽⁴⁵⁾が主張され、概ね「相当な投資」を厳格に解しない方向で議論が進んでいる。多くは、これらの学説を包含する形で、特定の種類のデータベースとそれを構成する情報の社会的・経済的重要性及びその収集・構成の容易性、その保護が市場に及ぼす影響、そして、当該データベースを構成する個別情報へのアクセスの重要性等、質的側面と量的側面の双方を考慮し判断すべきとする見解を支持しているようである。⁽⁴⁶⁾ すなわち、「相当な投資」の判断は、投資保護という観点から個別具体的な事案において質的側面と量的側面に着目した裁判所の裁量に委ねられているといえる。⁽⁴⁷⁾

投資保護という観点からデータベース製作者の認定において議論になりうるのは、データベース全体の製作のみならず、その素材の製作（生産）に相当な投資を行った者もデータベース製作者に含まれるか、である。例えば、ある特定の野球試合に関するデータ（試合の勝敗や点数、そして、特定の選手の成績等）で構成されたデータベースの場合、仮にそのデータを生産する試合の運営・企画がデータベース製作に該当すると解するならば、試合の運営・企画に相当な投資をしただけで、その者はデータベース製作者に該当することになる。しかしながら、このことは、データベースを構成する素材に物権的権利を与えることになり、情報そのものの独占につながるおそれがある。

る。⁽⁴⁸⁾ データベース製作者は、その定義規定から、素材の更新等に相当な投資を行った者を意味し、また、素材の生産は、データベースの製作以前の行為であることから、それが創作性のある著作物である場合の保護は別論とし、当該素材の製作（生産）を行った者は権利の主体性が認められないものと思われる。

一方、生産された素材の収集行為については、後でそれがデータベースとして製作されたならば、当該データベースのデータベース製作者としての地位を有するものと思われる。⁽⁴⁹⁾ もつとも、新しいデータベースを製作するためには、生産された素材を収集し体系的に配列又は構成するという作業が行われる。この点、データベースは、素材を体系的に配列・構成した編集物であるため、データベースの製作とは単に配列又は構成に関わる行為に限定されると解することもできる。しかし、通常素材の配列や構成のためには素材の収集が先行し、そこには、相当の間と努力等が要求される。また、データベースの保護の制度趣旨がデータベースの製作の投資保護であることに鑑みると、素材の収集に相当な投資を行った者もデータベース製作者として保護すべきであると思われる。なお、他人が収集、検証、補充したデータベースの素材のみを利用しその配列や構成が異なるデータベースを製作した者には、投資保護という制度趣旨を考慮すると、権利の主体性は認められないものと解される。⁽⁵⁰⁾ この点、下級審裁判例でも、「本件漢字部分がデータベースに該当するとしても、本件漢字部分は、その大半が原告図書以前に発行された辞典の二一六頁から三四〇頁の内容とほぼ同一である」として、原告の権利の主体性を否定した事案がある。⁽⁵¹⁾

他方、素材の収集に相当の時間と努力等が必要とされない場合もある。例えば、ヤフーオークションのように、顧客（利用者）が電子商取引のプラットフォームに商品情報の入力を行い、プラットフォーム運営者がその配列や構成を行う場合が考えられる。つまり、素材の収集を利用者が行う場合に、それによって生成されたデータベースは誰によって製作されたものであるといえるだろうか。この場合、利用者は、データベース製作や更新等に相当な

投資を行っていないため、データベース製作者に該当しないと考えられる。一方、議論になりうるのは、プラットフォーム運営者である。この点、学説では、素材の収集に何ら努力や投資も行わずもっぱらその配列や構成のみを行った者に対しては、権利の主体性を認めるのは妥当ではないとの見解⁽⁵²⁾、及び、当該プラットフォームはデータベース製作を目的として運用されたものではないため、プラットフォーム運営者をデータベース製作者とするのは立法趣旨に合致しないとの見解⁽⁵³⁾、批判的な主張がなされている。

思うに、韓国著作権法は、素材の配列や構成の編集の重要性を強調するとともに、創作性と異なる投資保護という観点からデータベース製作者を保護している。素材の更新等はプラットフォーム運営者ではなく顧客が行うことから、プラットフォーム運営者はデータベースの素材の更新等には関与していない。しかし、通常プラットフォーム運営者がデータベースの構造的な設計・製作・管理を行い、素材へのアクセス容易性を高めるために検索エンジン開発やそのアップデート、サーバ管理等に相当な投資を行っていると考えられる。よって、プラットフォーム運営者に権利帰属の主体性を認めたほうが、制度趣旨に合致するものと思われる。この点、後述する『オンライン百貨事典事件』ソウル高等法院判決事案⁽⁵⁴⁾でも、利用者による素材の更新等が行われるオンライン百貨事典について、そのプラットフォーム運営者はプラットフォームの製作や管理に人的・物的に相当な投資を行った者であるとして、権利の主体性が認められている。

一方、人工知能によるサービスの提供とともに、自動的な素材の生成や収集に加えて、その配列や構成、更新等も行われるデータベースの場合、その運営者に権利の主体性が認められるかについては、更なる検討が必要であろう。この場合でも、権利の主体性は、相当な投資がデータベースの形成や更新等に向けられているかどうか等の個別具体的な事情が考慮され、判断されるだろう⁽⁵⁵⁾。ただ、仮に権利の主体性が認められたとしても、データベースの

公共財としての性質、当該データベースの利用による付加価値の創出の可能性等を考慮し、その権利範囲を狭く解し、後述する権利制限の対象にすべきであると思われる。⁽⁵⁶⁾

なお、データベースの製作やその更新等を行った者全てがデータベース製作者になるわけではなく、相当な投資は「人的又は物的」に行われることが求められる。人的投資とは、データベースの製作やその素材の更新等に投じられた人が持つ知識やスキル、労力等をいい、物的投資とは、設備やその他製作費用を含む概念であると考えられている。⁽⁵⁷⁾ 学説では、両方を明確に区別せず、①個別的・体系的な検索が可能なデータベース管理システムの購入、②データベースの論理的体系や枠ないし規則の設定、③それらによってデータベースが検索可能な状態の集合物になるようにエラー・ハッキング・バグ等に対応・解決し、管理することを指すという見解がある。⁽⁵⁸⁾

以下の裁判例でも、概ね同様の要素が考慮され、権利の主体性が認められている。ここでは、素材の体系的な配列や構成、検索容易性については言及せず、「人的又は物的に相当な投資」の判断における特異な点のみを述べる。なお、刑事事件では、権利の主体性が検討されず、侵害論に入る傾向がある。⁽⁵⁹⁾

- ①就職サイト…データ入力に関するプログラムの開発、データベース管理のための特別部署の創設やセキュリティシステムの導入、データベース維持のためのコンテンツ生成や持続的なデザイン開発等を行っている点。⁽⁶⁰⁾
- ②オンライン百科事典…データベースの製作に関する検討や試行錯誤の経緯（素材へのアクセス容易性や検索機能等のテストやデータ種類の更新等）、プラットフォーム環境に合わせた検索エンジンの変更、サーバの維持管理（エラー修正等）及びその費用、利用者やデータの数、検索の仕組みの改善やコンテンツ作成・掲載の管理等を行っている点。⁽⁶¹⁾

- ③看護職就職サイト…各求人会社や求職者から採用・求職情報を収集している点。⁽⁶²⁾

④講義情報サイト…大学職員が複数の大学の受講便覧や講義評価等の情報をその更新状況を確認しながら収集し、独自の体系に加工するための変換プログラムの開発、サーバ等物的設備の投資や情報収集のための広告等を行っている点。⁽⁶³⁾

⑤ゴルフ場情報サイト…インターネット検索や直接訪問等により一〇万件以上のゴルフ場関連情報の収集、データベースの設計・構築・管理・運営のみを担当する技術研究チームの設置、専用アプリケーションの開発等を行っている点。⁽⁶⁴⁾

⑥競売情報サイト…全国競売法院から競売情報を収集する調査員に一定の報酬を支払って、データの収集を行っている点。⁽⁶⁵⁾

⑦物価情報サイト…毎月調査対象の物品を選定して社員による当該物品の会社訪問やアンケート調査等により価格情報の収集を行っている点。⁽⁶⁶⁾

以上をまとめると、権利の主体性が認められるためには、まず、情報の収集、選択、分類、構成等の行為がなければならず、次に、情報を収集又は分類し更新・検証のための努力を行っていることの証明が必要であるといえる。⁽⁶⁷⁾ 上記裁判例でいうと、情報の収集のための直接訪問、別途専属チームの設置、独自のアプリやプログラムの開発、設備投資等が挙げられる。

一方、後述する『宿泊予約サイト事件』のように、相当程度知られている情報や既に公開された情報はその収集に相当な費用や努力を投じているとは解されず、また、上記②のオンライン百科事典の場合、利用者による揭示物の作成や索引の修正等ができるようにした点は、オンライン百貨事典の性質上通常のサイト管理に過ぎないとし、権利の主体性を否定する要素として考慮されている。

第四章 裁判例の紹介

本章においては、データベース製作者の権利の適用範囲を分析する前に、その素材となる裁判例を紹介する。データベース性や権利の主体性については既に述べたところを参照してほしい。ここでは、事案全体の紹介はせず、適用範囲を検討するうえで特異な点のみを述べる。権利侵害の要件である「相当な部分」の判断基準を提示した『宿泊施設サイト事件』大法院判決が重要である。

一 『宿泊予約サイト事件』大法院判決⁽⁶⁸⁾

本件は、被告人が、クロージング方法で約二四六回に渡って被害者宿泊施設の情報及び予約サービスを提供するサイトのデータベースの複製等を行ったことに対して、データベース製作者の権利の侵害が問われた事案である。控訴審は、被害者宿泊施設に関する情報は、「既に相当程度知られている情報であり、その収集に相当な費用や努力を投じているとは考えられず、…被害者会社のサービス商品に対する価格であり営業のためには公開せざるを得ないものであり」、被告人がクロージング方法で収集された情報はデータベースを構成する五〇項目のうち三項目ないし八項目の情報に過ぎず、「被告人の情報収集目的は、被害者会社の商品、商品価格、営業状況等を確認し、これらの情報を参考にして、自社の営業戦略を立てることにあると考えられる。被害者会社は、宿泊予約営業の先発企業としてその営業を活性化させるのに相当な投資や努力と時間を投じている一方、後発企業である被告人が被害者の努力による結果にフリーライドして無形の利益を得ていたことも十分に予想される。そうであるとしても、後発企業の競争市場に対する情報収集を、他の特別な事情なしにデータベース製作者の権利を侵害していると構成するには証拠不十分である」と述べて、公訴事実を否定している。

大法院は上告棄却をしているが、次のように、データベース製作者の権利の侵害判断における「相当な部分」の判断基準を提示している。

「(データベース製作者の権利に関する著作権法第九三条第一項・第二項)は、知識情報社会の進展によりデータベースの需要が急増する中で、創作性の有無を区別せずデータベースを製作するかその更新・検証又は補充のために相当な投資をした者に対して一定期間当該データベースの複製等の権利を付与しながらも、それにより情報共有を阻害して情報化社会に逆行し、かえって競争を制限するという否定的な側面を防止するために、データベースの個別素材の複製等や相当な部分に至らない部分の複製等のみでは、データベース製作者の権利が侵害されないことを規定しているものである。

データベース製作者の権利が侵害されているといえるためには、データベース製作者の許可なしにデータベースの全部又は相当な部分の複製等にならないところ、ここで相当な部分の複製等に該当するか否かを判断する際には、量的な側面のみならず、質的な側面も一緒に考慮しなければならない。量的に相当な部分であるかどうかは、複製等がされた部分をデータベース全体の規模に比較して判断しなければならない。質的に相当な部分であるかどうかは、複製等がされた部分に含まれている個別素材そのものの価値やその個別素材の生産にかけた投資ではなく、データベース製作者がその複製等がされた部分の製作又はその素材の更新・検証・補充に人的又は物的に相当な投資を行ったかを基準にして諸般の事情に鑑みて判断しなければならない。

また、上記規定の趣旨に照らしてみると、データベースの個別素材又は相当な部分に至らない部分の反復的又は特定の目的のための体系的な複製等によるデータベース製作者の権利侵害は、データベースの個別素材又は相当ではない部分に対する反復的で体系的な複製等により、結局相当な部分の複製等を行ったものと同様の結果を生じさ

せた場合に限って認めることが適当である。

原審は次の事情を採り上げて、本件公訴事実のうち、データベース製作者の複製権侵害による著作権法違反について無罪と判断している。①被告人が被害者会社のAPIサーバから収集した情報は、被害者会社の宿泊施設に関するデータベースの一部に該当する。②右情報は、既に相当程度知られている情報であり、その収集に相当な費用や努力が投じられているとはみられないか、又は、既に公開されて本件モバイルアプリケーションを通じても確保可能なものであり、データベースの更新等に関する資料がない。」(括弧筆者)

二 『求職者情報サイト事件』ソウル中央地方法院判決⁽⁶⁹⁾

本件は、被告人が、営利目的で、クロージング方法で被害者職業紹介サイトのデータベースの複製等を行ったことに対して、データベース製作者の権利の侵害が問われた事案である。裁判所は、「クロージング方法で被害者の求職情報を体系的・反復的に大量複製を行い、その回数が約三〇、〇〇〇回に達するところ、それによって収集して複製した情報の量も相当なものともみられる。……被害者の求職情報が被害者会社のデータベースそのものではなく、データベースを構成する素材に該当するものであっても、被告人の行為は被害者会社のデータベースの相当な部分の複製に該当する。……被害者の求職情報には、期間別に価格が異なる有料商品を購入した場合にのみ閲覧が可能で情報が含まれている。……被告人の複製情報を利用する場合、被害者会社の有料サービス商品を利用する時間は減るものと予想される」と述べて、データベース製作者の権利の侵害に対する有罪判決を言い渡している。

三 『物価情報紙事件』ソウル高等法院判決⁽⁷⁰⁾

本件は、被告が、原告物価情報サイトのデータベースの複製等を行ったことに対して、データベース製作者の権利の侵害が問われた事案である。特定の複製プログラムを利用しているかどうかについては述べていないが、裁判

所は、次のように述べて、データベース製作者の権利の侵害を認めている。

「被告は二〇万件の原告の物価情報紙のうち、七千件余りの物価情報を抽出しているため、個別素材を使用したに過ぎない」。「しかし、被告が原告サイトの検索順位一位から一〇〇位の重要な価格情報のみを抽出して被告データベースを作った以上、このことは単に原告物価情報誌の個別素材を使用したに過ぎないとはいえず……原告の収益は、物価情報誌の販売収入と物価情報紙に掲載されている広告収入で構成されており、企業が工事の内訳書に物価情報の正確な根拠を明らかにするためには、……当該物価情報誌を購入せざるを得ない。……被告は原告の物価情報誌の相当な部分を複製したものと認められる。」

四 『就職サイト事件』 大法院判決⁽⁷⁾

本件は、被告が、クロージング方法で原告就職サイトの全てのデータベースの複製等を行ったことに対して、データベース製作者の権利の侵害が問われた事案である。控訴審は、「被告が被告サイトを運営しながら、営業に利用する目的で、クロージング方式により反復的に、採用情報に関する原告サイトのHTMLソースを複製する方法で採用情報を全て複製している。……原告のマーケティング費用は、……約二・五倍増加し、原告の純利益は……約五〇％減少している」、「通常、原告サイトをクロージングする者は、クロージングにより収集した情報をウェブサイトに掲載する場合、クロージングの主体や当該情報の出所を表示し原告サイトへのリンクを提供するのが一般的であるが、……クロージング禁止という規定を確認せず、原告サイトの全ての情報を複製し、……出所表示もしていない」と述べて、データベース製作者の権利の侵害を認めている。大法院は上告棄却をしている。

五 『講義情報サイト事件』 ソウル高等法院判決⁽⁷⁾

本件は、被告が、営業に利用する目的で、クロージング方法で原告講義情報のデータベースの複製等を行ったこ

とに対して、データベース製作者の権利の侵害が問われた事案である。裁判所は、「①四〇大学の受講便覧情報がクローリング方法で体系的・反復的に複製されて、被告サイトの大半が原告サイトの情報で占められている点、②データベースの分類体系や任意の科目情報が同一である点、③原告サイトの表現形式や誤字と同じものが被告サイトでも発見されている点、④原告は、原告の採用公告の再配布、無断転載及びクローリングができない旨を告知している点、⑤利用者が原告サイトに移動しなくても採用条件の検討ができ、それによる広告収入が減っている点等」を総合して、データベース製作者の権利の侵害を認めている（番号筆者）。

六 『ゴルフ場情報サイト事件』ソウル高等法院判決⁽⁷³⁾

本件は、被告が、原告ゴルフ場情報サイトのデータベースの複製等を行ったことに対して、データベース製作者の権利の侵害が問われた事案である。裁判所は、「①特異なアドレス情報の表示や誤記、エラー、情報の欠落、正確な情報の確認ができなかったため任意に記載した内容、そして表現方法や配列順序等が同一である点、②ゴルフ場情報のアプリケーションの開発経緯、③特定の複製プログラムを利用していると認めるに十分な証拠はないが、データベースの相当部分が同一・類似であるため、被告データベースは原告データベースに依拠して製作されている点等」を総合して、データベース製作者の権利の侵害を認めている（番号筆者）。

七 『オンライン百貨事典事件』大法院判決⁽⁷⁴⁾

本件は、被告が、誰もが自由に特定のテーマに関する揭示物の掲載や修正が可能な原告のオンライン百貨事典のデータベースをミラーリング方法（特定のインターネットサイトに集積されたデータを他のインターネットサイトに保存すること）による複製等を行ったことに対して、データベース製作者の権利の侵害が問われた事案である。控訴審は、ミラーリング方法により他人のデータベースを利用しているという事実認定のみで、データベース製

者の権利の侵害を認めている。大法院は上告棄却をしている。

八 『看護職就職サイト事件』ソウル中央地方法院判決⁽⁷⁵⁾

本件は、被告が、営業に利用する目的で、クロージング方法により原告看護職専門の就職サイトのデータベースの複製等を行ったことに対して、データベース製作者の権利の侵害が問われた事案である。原告のデータベースは各求人会社又は求職者から採用情報を収集し職種や勤務形態等に分類したものである。裁判所は、「①原告は、原告の採用公告の再配布、無断転載及びクロージングができない旨を告知している点、②クロージング方法により相当な期間にわたって反復的かつ体系的に収集し、被告サイトの大半が原告サイトの情報で占められている点、③利用者が原告サイトに移動しなくても採用条件の検索ができ、それによる広告収入が減っている点等」を総合したうえ（番号筆者）、「バナー広告があるトップページを経由せず情報検索ができ、それにより、一定の広告収入が発生する仕組みに影響を与えている」とし、データベース製作者の権利の侵害を認めている。

九 『競売情報サイト事件』大法院判決⁽⁷⁶⁾

本件は、被告が、営業目的のために、原告不動産競売物件情報サイトのデータベースの複製等を行ったことに対して、データベース製作者の権利の侵害が問われた事案である。控訴審は、「原告が意図的に入力した誤りの売却金額情報と同一の情報が被告のデータベースでも発見された点等」を考慮して、被告のデータベース製作者の権利の侵害を認めている。大法院は上告棄却をしている。本件事案では、被告がクロージングプログラム等特定の複製プログラムを利用しているかどうかについては述べていない。

第五章 データベース製作者の権利の適用範囲

本章では、上記裁判例を素材にして、データベース製作者の権利（第二節）、その適用要件（第二節）について検討した後、保護期間（第三節）や権利制限（第四節）について述べる。

第一節 データベース製作者の権利

韓国著作権法は、データベース製作者は、そのデータベースの全部又は相当な部分を複製・配布・放送又は伝送（複製等）する権利を有し（法九三条一項）、データベースの個別素材は、当該データベースの相当な部分ではないと規定している（同条二項本文）。右規定はデータベース製作者の正当な利益を守りつつ、情報の円滑な流通を阻害しないために、素材そのものに新しい権利が創設されるものではないことを明確にしている。ここでは、「相当な部分」の解釈が議論の対象になる。

一方、データベースの個別素材又はその相当な部分に至らない部分の複製等であっても、反復的又は特定の目的のために体系的に複製等を行うことにより、当該データベースの通常的な利用と衝突するか又はデータベース製作者の利益を不当に害する場合には、当該データベースの相当な部分の複製等とみなされる（法九三条二項但書）。右但書について、学説では、データベースの相当な部分に至らない部分の複製等であっても、一定の場合を相当な部分の複製等に擬制して、権利保護を拡張するものであると解する見解、及び、権利保護を拡張する趣旨ではなく、データベースの相当な部分に至らない場合であっても利用態様やそれが権利者に及ぼす影響等を総合考慮して侵害判断が行われるべきと解する見解が紹介されている。⁽⁷⁷⁾このことについて、宿泊予約サイト事件判決は、データベースの相当な部分に至らない部分の複製等によって、「相当な部分の複製等を行ったものと同様の結果を生じさせた

場合に限って、権利侵害を認めると述べていることから、権利保護の拡張ではなく、後者の見解を採用しているものと思われる。もつとも、情報の独占による取引の安全を害するおそれがあるため、むやみに権利範囲を拡張する必要はなく、その解釈は厳格に行われることが望ましいと思う。⁽⁷⁸⁾

以下では、データベース製作者の権利の侵害判断がどのように行われるかについて、適用要件を中心に分析する。

第二節 適用要件

データベース製作者の権利の定義規定から、「相当な部分の複製等」(要件①)、「反復的又は特定の目的のための体系的な複製等」(要件②)、「通常的な利用と衝突するか又はデータベース製作者の利益を不当に害する場合」(要件③)、に分けて検討する。

一 要件①…相当な部分の複製等

データベース製作者の権利の侵害になるためには、データベースの全部又はその相当な部分の複製等が行われる必要がある。データベースの全部はともかく、「相当な部分」の解釈が侵害判断において最も重要な要件である。ただ、著作権法は、どの場合に「相当な部分」に該当するかについて何も言及していない。ここでは、侵害判断の予見可能性を高めるために、「相当な部分」の解釈を分析する。

この点、『宿泊予約サイト事件』⁽⁷⁹⁾ 大法院判決は、「相当な部分」の複製等についての判断基準を提示している。すなわち、大法院判決は「相当な部分」の複製等の判断においては、複製等がされた部分の量的・質的側面を考慮することを前提にして、①量的な部分は、データベース全体からみた複製等がされた部分の割合で判断し(量的相当性の判断)、②質的な部分は、複製等がされた部分の製作又はその素材の更新等に人的・物的に相当な投資がされ

たかを基準にして判断し（質的相当性の判断）、③その他諸般の事情も考慮すると述べている。注意すべき点は、複製等がされた部分の個別素材の価値やその生産にかけた投資ではないことである。つまり、右判断基準からは、データベース製作者を保護する制度趣旨が素材の保護ではないことを改めて確認することができよう。

データベースの「相当な部分」の判断基準について量的・質的側面から把握するとした基準は、物価情報紙事件判決で問題となったデータベースの利用行為のように、『宿泊予約サイト事件』大法院判決以前の下級審裁判例でも類似の判断手法が採用されている。右判決はそれを明確に述べたことに意義がある。⁷⁹⁾

宿泊予約サイト事件判決において、大法院は、被告人が被害者データベースから抽出した情報が、既に知られており容易に入手可能なものであるという理由で、量的・質的相当性を否定し、被告人に無罪判決をした控訴審の判断を是認している。右大法院判決は、刑事事件ということもあって、被告人の行為を刑事処罰の対象にしてしまうと、クロージング方法による情報収集が困難となり、それによってデータ産業の発展を阻害するおそれがあるため、これを避けるための妥当な判断であると思われる。⁸⁰⁾

一方、求職者情報サイト事件判決、物価情報紙事件判決等は、『宿泊予約サイト事件』大法院判決の前の事案であるため、右大法院判決の規範が適用された事案ではないものの、仮に右規範をこれらの事案に当てはめて考えるならば、相当な部分については、次のように考えられるだろう。

求職者情報サイト事件判決については、クロージング方法で三万回のアクセスによる大量の複製等が行われたことにより、量的相当性が肯定され、また、複製等がされた情報に有料商品に加入した場合にのみ閲覧が可能な情報が含まれていることは質的相当性が肯定される要素と考えられるため、相当な部分の複製等が行われているものと判断することができる。

相当な部分の複製等については、『宿泊予約サイト事件』大法院判決は、「データベースの個別素材又は相当な部分に至らない部分」の複製であつても、それによって、相当な部分の複製等を行ったものと同様の結果を生じさせる場合があることを認めている。ただ、具体的にどういう場合が該当するかについては、述べていない。この点、量的・質的相当性に分けて検討すると、量的相当性については、全体データベースのうち、同じ個別素材や相当な部分に至らない部分についてクロージング方法で体系的・反復的に複製等を行つても、全体データベースからみて、相当な部分の複製等が行われたとはいえないだろう。右大法院判決事案では、五〇項目のうち三項目ないし八項目の情報の複製等が行われたという事実認定がされているため、量的相当性の否定は正当であると思われる。つまり、「データベースの個別素材又は相当な部分に至らない部分」の複製等とは、全体データベースの異なる部分の個別素材又は相当な部分に至らない部分の複製等という意味であり、この場合に、相当な部分の複製等が行われ、権利侵害が肯定される方向で働くものと思われる。

一方、質的相当性について、「データベースの個別素材又は相当な部分に至らない部分」における前者の「データベースの個別素材」は、個別素材を保護しない制度趣旨から、仮に個別素材に価値があつたとしても、相当な部分に該当しないと解すべきである。その反面、後者の「相当な部分に至らない部分」については、その部分に価値がある場合は、質的相当性が認められ、相当な部分の複製等があつたものと解されるだろう。

この点、『物価情報紙事件』は、「相当な部分」の判断において質的相当性の位置づけが読み取れる事案である。すなわち、裁判所は、二〇万件の物価情報のうち、七千件余りの物価情報が利用されていることに対して量的相当性の否定を前提にしたうえ、被告が利用した情報は、検索順位一位から一〇〇位の重要な価格情報であるとの理由で質的相当性を肯定している。つまり、たとえ少ない量のみを利用していても、利用された部分がデータ

ベースの全体からみて質的に重要な部分（本件では、利用頻度の高い情報）を占めている場合は、その質的相当性が権利侵害の判断基準になることを述べている。⁽⁸¹⁾ よって、オンライン百貨事典事件判決のように、データの生成が利用者により行われる場合は、量的相当性よりは、質的相当性が権利侵害の判断で重要な役割を果たすものと考えられる。

相当な部分の判断については、明確な判断基準がないため、当該データベースの関連産業の状況を考慮し個別具体的な事案ごとに妥当な結論を導くことになると思われる。⁽⁸²⁾

二 要件②…反復的又は特定の目的のための体系的な複製等

就職サイト事件判決やオンライン百科事典事件判決では、クローリング等の方法で原告サイトの揭示物が全て複製されたため、権利侵害が容易に判断できる事案である。一方、『宿泊予約サイト事件』大法院判決は、被告人が被害者データベースの一部のみを抽出したものの、それが反復的・体系的に行われた事案である。一部の情報の複製等であっても反復的・体系的に行われることでデータベースの価値が高まることから、要件②は、その累積的効果から権利侵害の判断を推定するために設けられたものであろう。

要件②は、「反復性」と「特定の目的のための体系的性」という要件に分けられるが、クローリングの性質上、議論の対象になることは少ないだろう。すなわち、裁判例では、クローリング方法が利用されているかについて明確に述べていない事案もあるが、大部分の裁判例では、クローリング方法による情報の利用行為が行われている。クローリングは、クローラーの反復動作により体系的に情報を収集し、新しい情報があればデータベースに追加する作業を行うため、クローリング方法を利用する以上、反復性や体系的性の要件は満たされるものと思われる。裁判例でも反復性や体系的性の要件が検討されていない。

一方、体系性についてののみ、「特定の目的のため」という条件が付されている。「特定の目的」については、その目的を明確に述べていない裁判例もあるが、概ね裁判例では、「複製等が「営利目的」又は「営業に利用する目的」で行われている」という事実認定が行われている。一方、『宿泊予約サイト事件』控訴審判決が「後発企業である被告人が被害者の努力による結果にフリーライドして無形の利益を得ていたことも十分に予想される。そうであるとしても、後発企業の競争市場に対する情報収集を、他の特別な事情なしにデータベース製作者の権利を侵害していると構成するには証拠不十分である」と述べているように、「営利目的」や「営業に利用する目的」であっても、単なる情報収集目的の場合は、権利侵害が否定される可能性がある。右事案については、データ駆動型社会において、データの組み合わせによる新たな価値を創出するために、AIやIoT等を活用したデータの自動生成や収集が行われることを考慮すると、望ましい判断であると評価することができる。ただし、その場合であっても、「特別な事情」がある場合には、権利侵害の可能性があろう。宿泊予約サイト事件判決は、無罪事案であるため、「特別な事情」については明確に述べていないが、他の裁判例から考えると、情報収集の目的で複製等が行われても権利侵害になりうる「特別な事情」の要素として、①有料会員情報の複製等、②データベースの再配布、無断転載及びクロッキングができない旨の告知に反する複製等が挙げられる⁽⁸³⁾。

三 要件③…通常的な利用と衝突するか又はデータベース製作者の利益を不当に害する場合

この要件は、要件②のデータベースの個別素材又はその相当な部分に至らない部分の体系的・反復的複製等が前提となっている。一方、要件③の解釈について、データベースの通常的な利用と衝突するとは、当該データベースと市場での競争関係にあるか現在又は潜在的市場に影響を与える程度に達している場合をいい、また、データベース製作者の利益を不当に害するとは、データベース製作者が通常の利用許諾により得られる利益を不当に失わせる

場合をいうとされている⁽⁸⁴⁾。

裁判例では、この要件を別途検討せず侵害認容判断をした事案が多い。つまり、『講義情報サイト事件』、『オンライン百貨事典事件』、『ゴルフ場情事サイト報事件』、『競売情報サイト事件』等は、競争関係の中、営利目的でデータベースの個別素材又はその相当な部分に至らない部分の体系的・反復的複製等が行われていれば、要件③を充足すると判断している。他には、要件③の判断の考慮要素として、『求職者情報サイト事件』では、データベースの有料サービス商品の利用時間の減少が考慮され、また、『就職サイト事件』では、マーケティング費用の増加や純利益の減少が考慮され、そして、『看護職就職サイト事件』では、被告の行為による広告収入の減少等が挙げられている。

四 その他の考慮要素

その他、『ゴルフ場情報サイト事件』等⁽⁸⁶⁾では、クロージング方法を利用した証拠が見つからなかったにもかかわらず、特異な表現方式、情報の誤記やエラー等任意に記載した内容が被告のデータベースと共通しているという事実認定が、データベースの相当な部分の複製事実を認める根拠となっている。よって、実務的には、データベース等に識別用情報としてウォーターマーク (watermark) を挿入しておくことで、クロージング方法による複製権等の侵害の立証が容易になる可能性がある。

第三節 保護期間

韓国著作権法は、データベース製作者の権利は、データベースの製作を完了した時から発生し、その次の年から起算して五年間存続し、また、データベースの更新等のために人的又は物的に相当な投資がなされた場合に、当該

部分に対するデータベース製作者の権利は、その更新等をした時から発生し、その次の年から起算して五年間存続すると規定している（法九五条）。

データベース製作者の権利の保護期間を五年とした理由は、投資努力の保護と自由な利用のバランスを取るために、データベースの投下資本の回収のための必要な期間であると考えられている⁽⁸⁷⁾。ただ、データベースの更新等のために持続的に相当な投資が行われるならば、保護期間は半永久的に延長されることになろう。

一方、データベースの保護期間の更新には、データベースの更新等（更新・検証・補充）が前提となっている。当該更新等にデータベースの配列・構成が含まれるかについては定かではない。この点について、仮にこれらの行を行った場合も存続期間の延長が行われると解されるならば、その延長の効果は、配列・構成の対象となった素材全体に及ぶ可能性があるため、文言解釈を厳格に行い、「更新・検証・補充」に限定したほうが望ましいと思う。

第四節 権利制限

データベース製作者の権利は、著作権法の権利制限規定、すなわち、公表された著作物の引用（法二八条）、私的利用のための複製（法三〇条）等個別制限規定、及び、著作物の公正な利用規定（法三五条の五）が適用されるほか、何人も教育・学術又は研究のために利用する場合や時事報道のために利用する場合は、データベースの全部又はその相当部分を複製・配布・放送又は伝送することができる（法九四条）。

このうち、今後その役割が増大すると考えられるのは、米国法のフェアユース条項のような公正な利用規定（法三五条の五）である⁽⁸⁸⁾。これまでに製作されてきたデータベースが意図された投資により行われたならば、これからのデータの収集・加工は、人工知能サービスと一体になって行われる可能性が高い。製品やサービスの利用により

獲得・生成されたデータベースについては、公正な利用規定を利用して、データベース製作者の権利を制限し関連産業界にデータベースの利用を広く認めたほうがデータベース産業のイノベーションの活性化につながり、望ましいと思う。

第六章 日本法の検討

日本では、既に述べたように、情報の選択又は体系的構成に創作性のあるデータベースの著作物のみが著作権法の保護対象とされている。よって、インターネットにおける情報が自動的に収集され、形成されたデータベースも、その情報の選択又は体系的構成が人間によって設定されたならば、データベースの著作物として保護されることになる⁽⁹⁰⁾。また、日本不競法の改正により、限定提供データの保護が導入されている現時点において、韓国の制度運用のようなデータベース製作者に物権的権利を与えることも考えられない⁽⁹²⁾。

この点、日本は創作性のないデータベースの保護については、著作権法の話から離れて、一般不法行為の解釈に委ねられている。こういった一般不法行為の保護は、損害賠償請求権はあるが、差止請求権がないため、データベースから相当な部分のデータの抽出を差し止めることができず、物権的権利による保護に比べて、副次的な効果にとどまっている。さらには、創作性がないがゆえに著作権法の保護対象から除かれたデータベースの保護については、『北朝鮮映画事件』最高裁判決の影響により、一般不法行為の保護が極めて制限的に解されている⁽⁹⁴⁾。このような解釈が採られる理由には、知的財産の保護について、司法府と立法府の明確な役割分担による特別法たる著作権法等知的財産法上での完結的な規律があり、そこから外れる場合には自由な利用が許容されるという通説的な理論枠組みがある⁽⁹⁵⁾。すなわち、日本では、知的財産の保護について、権利付与型（物権的権利）による保護とそれ以

外の保護の類型の明確な棲み分けに基づく運用が行われていると理解することができる。しかし、右最高裁判決の考え方を一般化することには疑問があり、これに基づく運用に対して、私見は技術の発展や時代の変化に合わせて柔軟な対応が可能な法解釈を採用することが望ましいと考える。もともと、日本は、既に平成三〇年著作権法改正で柔軟な権利制限規定を導入しているため、法制度の運用面で司法府と立法府の役割分担が流動的な部分があり、司法府に一定の法解釈の裁量を認めていると理解される。

また、右最高裁判決は、「著作権法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り」という条件付きの判断である。つまり、不法行為法による保護を享受しうる他の固有の法益侵害を構成する場合は、一般不法行為が認められる余地があると読み取れる。データベースの保護との関係でいえば、著作権法（創作性保護）と一般不法行為（投資保護）はその保護法益が異なるため、創作性のないデータベースの無断複製等に対しても、裁判所の裁量の範囲内で個別具体的な事情を考慮し、一般不法行為を認めてもよいと考える。とくに、韓国の裁判例からわかるように、近年の複製技術の高度な発達に伴い、クローリング方法で自動的かつ大量のデータベースの収集・加工等が可能となっている今、その無断複製等を放置することは、データベースの製作にかけた投資（多大な開発費用や労力等）を無駄にし、それによって、データベースの創出の促進のためのインセンティブが過小となると思われる。情報加工を施した精度の高いデータベースの製作は日本の得意分野であるため、データ駆動型社会に向けてのデータベースの保護は必要不可欠であると思われる。この点、創作性のないデータベースの無断複製に対しても、柔軟な法解釈を採り一般不法行為を認め、将来にはその裁判例の蓄積により、新たな権利の生成につなげることが期待される。⁹⁷

創作性のないデータベースの無断複製等に対して一般不法行為が認められるためには、従来の日本の裁判例を参

考にする必要がある、その代表的な事案が「車両データベース事件」である⁽⁹⁸⁾。そこでは、①費用や労力をかけた情報の収集・整理によるデータベースの製作、②データベースの製造販売と営業活動、③データベースの複製、④場合地域での販売、が考慮されている。これらの要素は、本稿で取り上げた韓国の裁判例でも概ね同様に考慮されている。右事案の判断を尊重し、少なくとも右事案において認定された事実関係と同程度の事実関係を要し、それに加えて、一般不法行為を認める方向で働く要素として、韓国のデータベース製作者の権利の侵害要件及びその判断での考慮要素も参考になると思われる。

もつとも、日本不競法の限定提供データは素材の体系的な配列・構成がされていなくても保護対象になりうるため、本稿の分析対象である韓国のデータベースを包含する概念である。その限定提供データは、限定提供性を要件の一つとしているため、データの収集・解析に労力・時間・費用等を投じたが限定提供性のないデータベース、例えばIDパスワードで管理されていないため管理意思が明確に見受けられないデータベースの無断複製等は、日本不競法の保護範囲から外れることになる。また、限定提供データはデータベースが取引対象として流通させていることを前提としているが、本稿で取り上げている韓国のデータベースはそれを前提としていないため、この場合も日本不競法の保護範囲から外れることになる。

そして、限定提供データは、相当蓄積性を要件の一つとしている。データは電磁的に相当量が蓄積・管理されることにより付加価値を生ずるとの解釈からすれば、日本の制度運用は量的相当性を重視するものと理解される。この点、量的に相当の蓄積がなくても、『物価情報紙事件』のように、質的に重要な部分であれば、クローリング方法による無断複製からデータベースの保護を行う必要があると考える。この場合、一般不法行為の成立には、量的相当性より、質的相当性（情報の価値等）が重要な要素として働くことになる。

その他に、一般不法行為の判断要素として、会員限定データベースの複製や、データベースの再配布、転載及びクローリング禁止の告知に反する複製等が考えられる。

第七章 おわりに

本稿は、韓国著作権法におけるデータベース製作者の権利の保護について、比較法的視座から分析を試みた。ここでは、データベース製作者の権利の立法経緯を踏まえたうえで、クローリング方法によりデータベースの複製等が問題になった裁判例を素材にして、データベース製作者の権利の適用範囲を検討した。韓国は、情報化時代におけるデータベース産業の発展とデータベース利用の活性化を図るために、著作権法にデータベース製作者の権利を新設し、創作性のないデータベースの保護を行っている。物権的権利によるデータベースの保護制度は、韓国著作権法の独自性が感じられる分野であるが、日本では紹介されていないように思われる。

総括すると、韓国のデータベース製作者の保護制度は、権利付与型ではあるが、保護対象のデータベース性については緩やかに解している。また、権利の主体性の「相当な投資」や侵害判断の適用要件である「相当な部分」の判断は、その文言から、裁判所の裁量に委ねて、個別具体的な事情が考慮されることになる。この点、侵害判断や制度運用の予測可能性が低いゆえにデータベースの製作や利活用に弊害が生じるリスクが懸念される中、『宿泊予約サイト事件』大法院判決が提示した「相当な部分」に関する規範や、『物価情報紙事件』での質的相当性に関する判断は、今後韓国におけるデータベースの保護の制度運用の方向性を理解するうえで大いに参考になる。とくに、今後機械的に自動生成されるデータベースの保護においては、量的相当性よりは、質的相当性がデータベース製作者の権利の侵害の判断で重要な役割を果たすことが窺える。裁判例や議論の蓄積により、「相当な投資」や

「相当な部分」の判断の予測可能性が高まるものと期待される。

一方、物権的権利によるデータベースの保護は、情報そのものの独占を引き起こす可能性がある。これは情報の自由な流れと社会全体の情報共有を阻害し情報化社会に逆行する否定的な結果をもたらす。よって、データベース製作者の投資保護と情報の自由な流通保護とのバランスを取るために、適切な均衡を図る必要がある。ここでは、容易にそのデータベースの製作者の権利侵害を認めるのではなく、厳格な判断基準の定立の下で運用されるべきであると思われる。

このようにして、韓国は、データベース製作者の権利保護の運用についての課題はあるものの、伝統的な知的財産権の体系に含まれない情報についても、投資保護の観点から、データベース製作者のインセンティブ確保に取り組んでいるということが出来る。

日本は平成三〇年不競法改正により、データベースのような情報の集合物の一部が保護されることになり、韓国のデータベース保護政策とは法的保護の類型は異なるものの、インセンティブ確保と情報の円滑な流通との調和を図る点において共通している。ただ、パッチワーク的な保護に過ぎず、そこから外れるデータベースの保護には依然として厳格な法解釈がなされている。投資保護に対するインセンティブ確保の観点から一般不法行為による保護の道を開いておき、それを将来の立法的措置に向けての土台にすべきであると思う。

データベースの構築には膨大な情報の収集・加工に多大な費用と労力が投下されることが多く、データベースの投資保護を図るためには、どのような法的規制が妥当であるか。これについては、情報の不当な独占化を避けつつ、慎重に検討されることが期待される。また、データベース製作への投資誘因が、データベース製作者の権利を設けた理由になるかについては、データベース製作者の保護制度の趣旨を設けた検証が必要であると思われる。引き続き

き、データベース製作者の権利に関する韓国法の動向に注目し、その分析を改善していきたい。

- (1) 李イルホ「ビックデータの法的保護の問題——営業秘密保護法による保護可能性を中心に——」法曹七二七号（二〇一八年）四九頁は、データが有用性を有するためには、それを蓄積・抽出・分析する必要があり、データベースは、データを構造化し、分析可能な形式で保存しているものであると述べている。
- (2) 鄭鎮根「クローリングプログラムを利用した無断データ複製の刑事的責任」著作権文化三三六号（二〇二二年）一七頁は、「クローリングとは、ウェブ又は他人のサーバに接続し有用な情報を見つけて、それを反復動作により体系的に特定のデータベースに組み込む作業や技術を意味する」と述べている。
- (3) 李ジホ「ビックデータのデータマイニングと著作権法上の一時的複製」知識財産研究八巻四号（二〇一三年）一〇三頁、法務法人世宗「クローリングに関する最近大法院判決とその示唆」ニュースレター二〇二二年六月二〇日。
- (4) 姜マンモ他「ビックデータの分析と活用」情報科学会誌三〇巻六号（二〇二二年）二六頁。
- (5) Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 1996 on the legal protection of databases.
- (6) 朴成浩「著作権法〔第二版〕」（博英社、二〇一七年）四一九頁、朴ジョンフン「データ関連法律規定の解釈及び立法論に関する考察——著作権法との関係を中心に——」知識財産研究一七巻二号（二〇二二年）二二一頁。
- (7) International News Service v. Associated Press, 248 U.S. 215, 239-40 (1918)で初めて適用された法理として、①競争関係、②情報収集に資金や労力等を投じたこと、③商業的不正利用により利益を得ていることを根拠にして、差止・損害賠償請求を認める理論である。
- (8) 田村善之「限定提供データの不正利用行為に対する規制の新設について——平成三〇年改正不正競争防止法改正の検討——」高林龍ほか編『年報知的財産法二〇一八—二〇一九』（日本評論社、二〇一八年）三三頁注一六は、この分類は、「相互排斥的なものではなく、むしろスペクトラム、つまり濃淡の問題とすべきである」と述べている。また、泉恒希「ビックデータの法的保護に関する一考察」知的財産法政策学研究五八号（二〇二一年）一五二頁注二五は「権利付与型」についても、実際には行為規制型と同様、類型化した人の行為を規制しているに過ぎないから、両者の区別は相対的なもの

のである」と述べている。

- (9) 日本の議論については、蘆立順美『データベース保護制度論』（信山社、二〇〇四年）一〇八頁を参照してほしい。また、小野昌延・松村信夫『新・不正競争防止法概説（第三卷）下巻』（青林書院、二〇二〇年）四頁は、物権的権利による保護を採用しなかつた理由として、利活用の阻害やビジネスモデルの確立の困難を挙げている。
- (10) Kennally E. Michael, *Misappropriation and the Morality of Free-Riding*, 18 STAN. TECH. L. REV. 289 (2015), pp. 327-328. 以下、Richard A. Posner, *Misappropriation: A Dirge*, 40 Hous. L. Rev. 621 (2003), p.625 以下、フリーライターの概念は広範で曖昧であるため、この概念に基づく不正流用の法理は廃棄すべきであると主張している。
- (11) R. Fisher et al. *supra* note 30; C. Hartmann, J. Allan, P.B. Hugenholz, J.P. Quintais and D. Gervais, *Trends and Developments in Artificial Intelligence Challenges to the Intellectual Property Rights Framework*, Final report (2020).
- (12) European Commission, *Commission staff working document, Evaluation of Directive 96/9/EC on the legal protection of databases*, 26.4.2018 SWD (2018) 146 final, p. 46 (“A key element explaining this relatively non-problematic situation continues to be the 2004 CJEU rulings which, as the 2005 Report also pointed out, help establish efficient scope for the right”).
- (13) 韓国憲法第二二条第二項は、「著作者・発明家・科学技術者及び芸術家の権利は法律で保護する」と規定している。
- (14) 丁相朝「我が国のデータベース保護」世界の言論法制（上巻）一九号（韓国言論財団、二〇〇六年）二四頁は、創作性のないデータベースに著作権に類似する排他的支配権を与えるのは、共有財産の私有化を認めることになり、これは創作的寄与に対してのみ排他的権利を与えるという著作権法の目的や趣旨に反するため、憲法二二条に反する可能性がある」と述べている。
- (15) 韓国国会に特別立法として「データベース保護及び利用に関する法律案」が発議されている（一九九九年一月三日）。
- (16) 徐熙錫「韓国のデジタル情報保護法制」NBL七七八号（二〇〇四年）三三二頁。
- (17) 韓国文化観光委員会「著作権法中改正法律案検討報告書」（二〇〇二年三月）一五頁。
- (18) 丁相朝・朴俊錫「知識財産権法（第四版）」（弘文社、二〇一九年）二九八頁、朴成浩・前掲注（6）四一九頁、尹泰

植『著作権法(第二版)』(博英社、二〇二一年)四一四頁。

(19) 金ギジョンほか「ディープラーニングとデータマイニングにおけるデータベース製作者権の範囲と制限に関する考察」情報法学二五巻二号(二〇二一年)一八九頁は、伝統的な著作物に関する考え方をそのまま踏襲したうえ、排他的権利を付与しなければデータベースの関連産業が衰退するという論理は説得力を失っていると述べている。

(20) 李海完『著作権法(第四版)』(博英社、二〇一九年)一〇一〇頁。

(21) 金ヒョンギョン「データベース権に対する再検討——E U事例(CV Online vs. Melons)及び指針の改正動向を中心に——」季刊著作権一三九号(二〇二二年)六〇頁。

(22) データベースに特化された統計は見当たらなかったが、韓国データ産業振興院の「二〇二二年データ産業百書」の「第三部 データ産業市場現況」によれば、データベースを含めたデータ産業の市場規模は、二〇一六年の一四兆ウォンから二〇二二年の二三兆ウォンへ成長し、また、データの構築及びコンサルティングサービス業も二〇一六年の二兆ウォンから二〇二二年の三〇兆ウォンへ毎年成長していると報告している。

(23) 文化体育広報委員会「著作権法改正法律案 審査報告書」(一九九三年二月)四頁。

(24) 朴ジョンフン・前掲注(6)二二二頁。

(25) 朴益煥「編集物の著作物性——法曹手帳事件——」季刊著作権六六号(二〇〇四年)六七頁。

(26) 呉勝種『著作権法(第五版)』(博英社、二〇二〇年)二〇二頁。

(27) 呉勝種・前掲注(26)一〇六三頁。ただし、①データベースの製作・更新等又は運営に利用されるコンピュータプログラム、②無線又は有線通信を技術的に可能にさせるために製作され、又は更新等がされるデータベース、のいずれか一つに該当するデータベースについては、データベースとしての保護が受けられない(法九二条)。その理由について、①はデータベースと一緒に利用されるが他の著作物として保護が受けられるため、データベースの保護がコンピュータプログラムの保護に悪用されるおそれがあるからであり、②は主にインターネット等でデータベースを利用する場合にドメイン名の登録原簿等のように有線・無線通信ができるようにするために必要な必須的な情報で構成されたデータベースであるため、これに対して排他的権利が付与されるとネットワーク通信の運営に障害が起こりうるからである。

(28) 井奈波朋子「機械学習におけるデータセットの著作権法における扱」Law & Technology 別冊知的財産紛争の最前

線五号(二〇一九年)八一頁は「電子計算機を用いて検索することができるように」という定義づけは日本独自のものであると述べている。

- (29) 丁相朝編『著作権法 注解』(博英社、二〇〇七年) 一三三頁「朴俊錫」。
- (30) 朴成浩・前掲注(6) 四一六頁。
- (31) 韓ジョン「著作権法上データベース関連規定の解釈に関する考察」人権と正義三五五号(二〇〇六年) 二〇三頁。
- (32) 呉勝種・前掲注(26) 一〇六〇頁。
- (33) 大法院二〇二二年五月二日言渡二〇二ド一五三三判決『宿泊予約サイト事件』。
- (34) ソウル高等法院二〇一七年四月六日言渡二〇一六ナ二〇一九三六五判決『就職サイト事件』。
- (35) ソウル中央地方法院二〇二〇年七月九日言渡二〇一八ガ合五二八四六四判決『看護職就職サイト事件』。
- (36) ソウル高等法院二〇二〇年九月一八日言渡二〇二〇ナ二〇三六八六二判決『講義情報サイト事件』。
- (37) ソウル高等法院二〇一六年二月一五日言渡二〇一五ナ二〇七四一九八判決『オンライン百貨事典事件』。
- (38) ソウル中央地方法院二〇二一年九月八日言渡二〇二一ゴダン五八八判決『求職者情報サイト事件』。
- (39) ソウル中央地方法院二〇二〇年一月二三日言渡二〇一九ガ合五二九九八三判決『ゴルフ場情報サイト事件』。
- (40) ソウル東部地方法院二〇一四年二月二四日言渡二〇一四ガ合一〇四三〇六判決『競売情報サイト事件』。
- (41) ソウル高等法院二〇一〇年六月九日言渡二〇〇九ナ九六三〇六判決『物価情報紙事件』。
- (42) 韓国著作権法は、「音盤製作者とは、音盤を最初に製作するにあたって全体的に企画し責任を負う者である」と規定し(法二条六号)、「映像製作者とは、映像製作物の製作においてその全体を企画し責任を負う者である」と規定している(法二条一四号)。
- (43) 呉勝種・前掲注(26) 一〇六五頁。
- (44) 韓ジョン・前掲注(31) 二〇六頁。
- (45) 李サンジョン「データベース製作者の保護」季刊著作権六三号(二〇〇三年) 二六頁。
- (46) 呉勝種・前掲注(26) 一〇六五頁。
- (47) 朴益煥「データベースの保護」孫ギョンファン編『サイバー知的財産権法』(博英社、二〇〇四年) 一七六頁。

- (48) EU司法裁判所はCase C-203/02において、イギリス競馬協会が競馬レースを開催するためにレースの日時、場所、競走馬の決定等にかけた投資は、データベースの素材の生産のためであるため、イギリス競馬協会はデータベース製作者ではないと判断している (parag8)。
- (49) 呉勝種・前掲注(26) 一〇六五頁。
- (50) 呉勝種・前掲注(26) 一〇六八頁、李海完・前掲注(20) 一〇一七頁。
- (51) 釜山地方法院二〇一〇年九月二日言渡二〇一〇ガ合二三三〇判決。
- (52) 丁相朝・朴俊錫・前掲注(18) 二九九頁。
- (53) 金ユンミョン『情報技術とデジタル法』(ジンハンM&P、二〇〇五年) 三二二頁。
- (54) ソウル高等法院二〇一六年二月一日言渡二〇一五ナ二〇七四一九八判決『オンライン百貨事典事件』。
- (55) 呉勝種・前掲注(26) 一〇六六頁。
- (56) 検討中のEUデータ法 (Regulation on harmonised rules on fair access to and use of data) 三五条から示唆を得ている。右規定は、機械的な自動生成のデータから構成されたデータベース権の例外を規定し、一定の範囲で自由な再利用を認めている。
- (57) 李海完・前掲注(20) 一〇一三頁。
- (58) 李春洙「データとデータベースの保護」二〇二二年著作権学術フォーラム資料(二〇二二年) 五八頁。
- (59) ソウル中央地方法院二〇二〇年二月一日言渡二〇一九ゴダン一七七七判決『宿泊予約サイト事件』一審判決、ソウル中央地方法院二〇二二年九月八日言渡二〇二二ゴダン五八八判決『求職者情報サイト事件』。
- (60) ソウル高等法院二〇一七年四月六日言渡二〇一六ナ二〇一九三六五判決『就職サイト事件』。
- (61) ソウル高等法院二〇一六年二月一日言渡二〇一五ナ二〇七四一九八判決『オンライン百貨事典事件』。一方、ソウル中央地方法院二〇一五年五月四日言渡二〇一四カ合一四一四一決定も、右事案と同様に、オンライン百貨事典に関するデータベース製作者の権利侵害が問題になった事案であるが、裁判所は、二〇万件以上の掲示物の大半は利用者による作成・修正が行われ、掲示物の配列・削除・修正等の業務もサイト管理のための通常の業務を行ったに過ぎないとして、サイト運営者はデータベース製作者に該当しないと判断している。

- (62) ソウル中央地方法院二〇二〇年七月九日言渡二〇一八ガ合五二八四六四判決『看護職就職サイト事件』。
- (63) ソウル高等法院二〇二〇年九月一八日言渡二〇二〇ナ二〇三六八六二判決『講義情報サイト事件』。
- (64) ソウル高等法院二〇二一年二月九日言渡二〇二〇ナ二〇四二七〇六判決『ゴルフ場情報事件』。
- (65) ソウル東部地方法院二〇一四年二月二十四日言渡二〇一四ガ合一〇四三〇六判決『競売情報サイト事件』一審判決。
- (66) ソウル高等法院二〇一〇年六月九日言渡二〇〇九ナ九六三〇六判決『物価情報紙事件』。
- (67) 金ヒョンギョン・前掲注(21) 三七頁。
- (68) 大法院二〇二二年五月二日言渡二〇二二ド一五三三三判決『宿泊予約サイト事件』。
- (69) ソウル中央地方法院二〇二一年九月八日言渡二〇二一ゴダン五八八八判決『求職者情報サイト事件』。
- (70) ソウル高等法院二〇一〇年六月九日言渡二〇〇九ナ九六三〇六判決『物価情報紙事件』。
- (71) 大法院二〇一七年八月二四日言渡二〇一七タ二二四三九五判決『就職サイト事件』。
- (72) ソウル高等法院二〇二〇年九月一八日言渡二〇二〇ナ二〇三六八六二判決『講義情報サイト事件』。
- (73) ソウル高等法院二〇二一年二月九日言渡二〇二〇ナ二〇四二七〇六判決『ゴルフ場情報事件』。
- (74) 大法院二〇一七年四月一三日言渡二〇一七タ二〇四三二五判決『オンライン百貨事典事件』。
- (75) ソウル中央地方法院二〇二〇年七月九日言渡二〇一八ガ合五二八四六四判決『看護職就職サイト事件』。
- (76) 大法院二〇一六年九月九日言渡二〇一六ダ二二三二二七判決『競売情報サイト事件』。
- (77) 尹泰植・前掲注(18) 四一五頁。
- (78) 朴成浩・前掲注(6) 四二〇頁。
- (79) 咸錫泉「データベース製作者の権利認定の要件」Law & Technology 七卷一号(一〇一一年) 一一九頁。
- (80) 鄭鎮根・前掲注(2) 一九頁。
- (81) 咸錫泉・前掲注(79) 一二九頁。
- (82) 鄭ヒョンスン「著作権法上データベースの製作者の権利侵害に関する研究」季刊著作権一三九号(二〇二二年) 一八七頁。
- (83) 一方、金ヒョンシユク「クローリングを利用した公開データの収集・活用の法的争点に対する批判的検討」江原法学

六一号(二〇二〇年)二四四頁は、クロージングの禁止表示があっても、情報収集の観点から、クロージングを認めるべきであり、それよりは、どのようなデータをクロージングしたかが重要であると述べている。

(84) 呉勝種・前掲注(26) 一〇六八頁、李海完・前掲注(20) 一〇一六頁、尹泰植・前掲注(18) 四一五頁。

(85) 一方、林ウォンソン「データの法的保護と著作権法の優先適用の原則」経営法学三二巻三号(二〇二一年) 八四頁は、データベース製作者は、侵害者がデータベース製作者と競争関係にあるか否かに関係なく、無許諾で利用する一般利用者也規制の対象にできると述べている。

(86) ソウル高等法院二〇二〇年九月一八日言渡二〇二〇ナ二〇三六八六二判決「講義情報サイト事件」、大法院二〇一六年九月九日言渡二〇一六ダ二二三二七判決「競売情報サイト事件」。

(87) 韓国文化観光委員会「著作権法改正法律案検討報告書(南宮 哲委員代表発議)」(二〇二〇年三月) 一六頁。

(88) 現在韓国の国会では、著作権法全部改正案(都鍾煥議員代表発言、議案番号第二一〇七四四〇号)が二〇二一年から審理中である。そこには、データ分析が権利制限の対象になることを明確に規定し、ビッグデータ産業の発展を図るために、情報解析のための複製等を許容する個別権利制限規定が含まれている。

(89) 上野達弘「自動集積される大量データの法的保護」パテント七〇巻二号(二〇一七年) 三三二頁。

(90) 小川憲久「第一二条の二 データベースの著作物」半田正夫・松田政行編『著作権法コンメンタール(第二版)』(勁草工房、二〇一五年) 六八五頁。

(91) 山根崇邦「ビッグデータの保護をめぐる法政策上の問題——欧州の議論を手がかりとして——」パテント七三巻八号(二〇二〇年) 一一五頁は、不競法改正は、「市場への法制度の過度の加入はかえって競争を歪めるおそれがある」という発想を取り込んだものであると評価している。

(92) 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「新たな情報財検討委員会報告書——データ・人工知能(AI)の活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システム構築に向けて——平成二九年三月」二〇頁は「利活用促進の観点で利用を拒否することができる排他的な権利として物権的な権利を設定することについて、現時点では望ましいとは言えず、欧州における検討状況等を注視していくことが適当である」と述べている。

(93) 最判平成二三年二月八日民集六五巻九号三七五頁「北朝鮮映画事件」。

- (94) 前田健「データの集積・加工の促進と知的財産法によるデータの保護」パテント七三卷八号(二〇二〇年)一二三頁。
- (95) 潮見佳男『不法行為法Ⅰ(第二版)』(信山社、二〇〇九年)九二頁、窪田充田『不法行為法』(有斐閣、二〇〇七年)一三二頁。
- (96) 井奈波・前掲注(28)八七頁。
- (97) 前田・前掲注(94)二一四頁、中山信弘「デジタル時代における財産的情報の保護」法曹時報四九卷八号(一九九七年)一九頁。
- (98) 『北朝鮮映画事件』最高裁判決の前の事案ではある。東京地中間判平成二三年五月二五日判時一七七四号一三二頁『車両データベース事件』は、複製された創作性のないデータベースを競合地域で販売した行為に対して一般不法行為を認めている。
- (99) 蘆立順美「データ集積物の法的保護——不正競争防止法における限定提供データの保護を中心として——」Law & Technology 別冊知的財産紛争の最前線五号(二〇一九年)七五頁。
- (100) 田村・前掲注(8)三四頁。水野紀子ほか『限定提供データに関する指針』の解説」NBL二一四〇号(二〇一九年)一九頁。